

「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」パブリックコメント提出意見

| 意見No. | 意見の対象箇所 | 個人/組織 | 提出意見 | 備考 |
|----------|---|-------------------------------------|--|----|
| 1. 総論的事項 | | | | |
| 1 | | (一社)日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会 | Society5.0の実現に向けてDXを推進するうえで、デジタル技術の活用に加えて、さらなるデータ活用が求められる。個人情報の円滑な流通はとりわけ重要であり、全ての分野において地方公共団体を含む官民の個人情報の取扱いが同一の規律のもとにおかれることが望ましい。 | |
| 2 | | | 保護3法の統合は、慎重に検討されるべきである。 民間(部門)においては個人の自由や自主性、自己責任を尊重し基盤とすべきであるのに対して、公的部門においては個人の自由や自主性、自己責任という基盤はなく、公的な組織としての公正さ、公平性、厳格性が強く求められる基盤の上に業務が行われるという、大きな違いがある。この点、最終報告4頁注4の公的部門、私的部門の区別的取扱いの趣旨は、現在もなお存在意義を失っていない。 また、公的部門の中でも、警察の捜査情報・公安情報と、医療分野・学術分野の情報では保護のあり方は異なり、異なる規律が用意されなければならない。しかし、検討会の議事録、資料等を閲覧しても、これらの分野による規律の違いの必要性を指摘する意見は見られないもの、具体的な議論が深められていない。 公的部門における個人情報保護が緩和される危険性がないか等、慎重に議論すべき課題は依然として残されており、利活用の促進を重視するあまり性急に個人情報保護法と他の2法を統合することは望ましくない。 | |
| 3 | | 日本弁護士連合会情報問題対策委員会有志 | 法律による一律規制の範囲や個人情報保護条例の内容の統一化は、個別具体的に慎重に検討すべきである。 国、都道府県、市区町村では保有する個人情報の種類、量が全く異なる。市区町村は住民の生活に密接に関係する事務を行うため、最も多岐かつ大量の個人情報を保有している。これに対して都道府県は市区町村に比べて少なく、国が保有する種類・量はさらに少ない。このような違いから、我が国の個人情報保護制度は、国の精度化が立ち遅れる中、地方公共団体が自ら主体的に条例を制定することから展開してきた。現在でも、市区町村は住民の生活にとっても身近な公的機関として住民の個人情報を日常的に大量に収集し利用しているのでも、実情に即した制度の運用、改善のためには市区町村、あるいは都道府県の創意工夫が生ずる法的環境を創制強化する必要がある。したがって、これまでの個人情報保護条例の制定・運用の経緯乃至実情からすれば、市区町村・都道府県・国の制度間のズレは、法律による統一化ではなく、市区町村・都道府県が必要とする条例の改正によって解消されるべき課題と位置付けるべきである。 | |
| 4 | | | 【1-1 法の形式及び法の所管 5. 項のうち、「個人情報保護委員会が、民間事業者、国行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等の4者における個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制を構築することが適当である。」とする点。】 賛成する。 | |
| 5 | | | 保護3法を統合するか否かについて、より慎重に検討すべきである。 特定の分野において個人情報保護のあり方を共通にする必要がある場合には、特別法を制定するか、特別の分野を意識した規定を個人情報保護法と他の2法の双方に規定するようにすればよい。 | |
| 6 | | | 個人情報保護制度の法の形式にかかわらず、法律の執行、有権解釈、企画・立案の全てを個人情報保護委員会が行うこと、それに伴い、個人情報保護委員会の体制強化とさらなる専門性の向上が図られるべきことについては賛成する。 | |
| 7 | | 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 | 「地方公共団体等の個人情報保護制度に関する全国的な共通ルールの内容は、地方公共団体が公的部門の主体であることに鑑み、現行の行政機関個人情報保護法の内容をベースとしたものとする」とに賛同致します。 | |
| 8 | 1-1 法の形式及び法の所管 | 個人 | 報告書の文言を拾って 上記「1. 意見提出に当たって」に指摘した論点のほとんどは、p4~6「総論的事項1-1」法の形式及び法の所管」の中に示されているので、この文言を拾って意見を述べる。 ・本文(2. 近年、情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、①官民や地域の枠を超えたデータ活用が活発化しており、現行法制の規制に起因する規制の不均衡や不整合…がデータ活用の支障となる事例が各所で顕在化しつつある。このため公的部門と民間部門における規律の性格の違いに関する経緯・理由や、我が国の個人情報保護制度の確立に果たしてきた地方公共団体の先導的な役割に留意しつつも、このような不均衡や不整合を可能な限り是正することが求められている。) ・本文(4. 更に、近年、国境を超えたデータ流通を行う局面が増加したことから、EU一般データ保護規則第45条に基づくデータ越境移転に関する十分性認定(以下「GDPR十分性認定」という)への対応を始める必要が向上しており、そのような観点からも、②国際的な趨勢に合わせ、独立規制機関である個人情報保護委員会が我が国の個人情報保護法全体を一元的に所管する体制を構築することが求められている。情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を超えたデータ活用が活発化しており、そのような観点からも、国際的な趨勢に合わせ、③独立規制機関である個人情報保護委員会が我が国の個人情報保護法全体を一元的に監視監督する体制を構築することが求められている。) ・本文(5. そこで、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3法(以下「保護3法」という)を統合して1本の法律とするともに、地方公共団体等の個人情報保護制度についても統合後の法律の中で全国的な共通ルールを設定し、③独立規制機関である個人情報保護委員会が、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等の4者における⑤個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制を構築することが適当である。) ・脚注5(地方公共団体等における個人情報の取扱いについては、国の法制化に先立ち、多くの団体において条例が制定され、実務が積み重ねられてきた。独自の規定を設けている条例も見られるなど、地方公共団体の創意工夫が促されてきたところであり、我が国の個人情報保護法は、⑥地方公共団体の先導的な取組によりその基盤が築かれてきた面がある。) ・脚注8(我が国の民間部門の個人情報保護法は、平成31年1月にGDPR十分性認定を受けている。一方、⑦公的部門の個人情報保護法は、独立規制機関による監視が及んでいないことから、GDPR十分性認定の対象とはなっていない。) 下線①「官民や地域の枠を超えたデータ活用が活発化」、下線②「国際的な趨勢に合わせ」とあるが、そもそも「官民を超えたデータの利活用の活発化」は推進すべきものなのか、厳しく規制すべきものなのか？ 単純な二者択一ではないだろうが、現に「データの利活用が活発化」している、その「国際的な趨勢に合わせる」という思考停止から出発するのでもってはいけません。 報告書を読んでも、「データ活用が活発化」したことの正負両面の分析を精緻に行った形跡が見えない。ゆえに「データ活用」への評価は単なる現実追認でしかなく、「国際的な趨勢に合わせる」以外の選択の検討を、試みてもいないように思える。「個人情報保護」は市民(国民)の基本的な権利である、という観点(もしくは不存在感)だからだ。現実に合わせてこのみ重視した「見直し」は危険である。 | |
| 9 | | | 下線③「独立規制機関である個人情報保護委員会」というが、この独立性はどのように担保されているのか？「独立規制機関である個人情報保護委員会」というフレーズを用いることで、肝心なことを隠してしまうことになっていないか？少なくとも、今現在、公安警察機関は、法的権限も乏しいまま、各自上はともかく実質的にはどこかの監督にも服することなく、個人情報を取得し、利活用している。現状の「個人情報保護委員会」は、そこにチェックを入れられていない。 独立性の担保されない「個人情報保護委員会」が、下線④「個人情報保護法全体を一元的に所管する体制を構築する」、下線⑤「個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制を構築する」となれば、結局のところ、個人情報が、国(政権)の恣意で「一元的」に取り扱われるという、最も拙い(危険な)道を開くことにはなりません、という懸念を抱く。 | |
| 10 | | | 下線⑥「地方公共団体の先導的な取組によりその基盤が築かれてきた面がある」と認めながら、その先導的・先進的な取組みが「国/個人情報保護委員会」によってどう活かされるのか(活かされないのか)が見えない。むしろ「一元化」によって後退させられるのではないかと、懸念を抱く。この報告書でいう「一元化」基準は個人情報保護の最低限の基準であって、自治体の進んだ取り組みにガバをはめたりすることなく、積極的に評価し、取り入れていくという姿勢を鮮明にするべきである。 (「14 地方公共団体等の個人情報保護法の在り方」の項で、一定検討されていることは認めるが、全く不十分であると考える。) | |
| 11 | | | 下線⑦「公的部門の個人情報保護法は、独立規制機関による監視が及んでいないことから、GDPR十分性認定の対象とはなっていない」という現実、このことこそが、「一元化」を云々する以前に掘り下げられるべき事柄である。「独立規制機関による監視が及んでいない」(＝公的部門を監視監督する独立規制機関といえるものが不存在である)がゆえに「GDPR十分性認定の対象とはなっていない」という恥ずべき状態であることを克服し、「GDPR十分性認定」、即ち国際社会において「公的部門においても、日本の個人情報保護は十分だ」と評価されることが「一元化」以前に必要なことではないか。 | |
| 12 | | 個人 | 監視・監督のうち、指導・助言等に属する内容の一部(ガイドラインの作成・公表や疑義照会への対応等)については、事業分野担当大臣・所管省庁によっても可とするのがよいのではないかと考える。(通常、それで足るはずかと思われるし、事業者についての情報や関係方法について指導・助言等を受ける方が一般的であると思われ、事業者が指導・助言を受ける方が一般的であると思われ、事業者等や市民にとっても、より望ましい状況になるのではないかと考える。 | |
| 13 | 1-1 法の形式及び法の所管 4-1 法律による全国的な共通ルールの設定 | (一社)日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会 | ● 最終報告の内容は、いわゆる「2000年問題」の解消に向けた施策として国会が要請する「規定を集約し、一体的に規定すること」として十分なものではない。地方公共団体の規律を含めて、今後、国・民間の規律の完全な統合を検討する旨、明記すべきである。 | |

| | | | |
|-----------------|--------------------------------|---|--|
| 14 | 日本弁護士連合会情報問題対策委員会有志 | 医療分野・学術分野において、(1)「現行法制の課題」として指摘されている問題が存在することはそのとおりである。しかし、この点については2003年に個人情報保護法案の制定が国会で審議されていた当時すでに日弁連が個別法で対応すべきだと指摘した分野であり、それを今日まで怠ってきたことにその原因がある。医療分野の特別法を制定しない場合に、(3)「改正の方向性」において示された方向が適切か否かはより慎重に検討されるべきである。 | |
| 15 | 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 | 本報告では、国立研究開発法人、国立大学法人等を「規律移行法人」として、原則として民間の個人情報取扱事業者と同様の規律を適用するとしている。また注書き(28)でも、これらは「個人情報保護取扱事業者」に該当する、としている。ところで、民間の個人情報取扱事業者については、個人情報保護法の民間団体による個人情報の保護の推進の一環で、認定個人情報保護団体の対象事業者となり、団体の苦情処理や情報提供サービスを受けたり、団体が自ら定めた自主規範ともいえる個人情報保護指針を遵守し行動することができるとされている。認定個人情報保護団体制度は、民間団体による個人情報の保護の推進に位置づけられているが、その意図は個人情報取扱事業者の自主的な取り組みを推進することにあると考えられるところ。上記の、「規律移行法人」についても、その意図に即して認定個人情報保護団体の対象事業者として活動できることが望ましい。本報告の中で、学術研究機関等の自立性や自主規範について言及している部分があるが、そうした対応も認定個人情報保護団体制度を活用することで対応できる部分があるのではないかと。あるいは、すでに、これらが「個人情報保護取扱事業者」に該当する、と規定された時点で認定個人情報保護団体の対象事業者になり得るとして考えてもよいから。 | |
| 16 | 個人 | 一応、その必要性を明示しておく事なのであるが、規律移行法人等については、一部を民間事業者と同等の扱い(なお、これは、国及び地方公共団体に対するものよりも一般に厳しい内容になるものと認識する。)にするにしても、行政不服審査法の適用については可能である旨が制度的(望ましくは法令により)に確保されるようにされたい。また、付属資料によると、規律移行法人等については、国・地方公共団体等が行う「個人情報ファイル保有の事前通知」について行わないようになっているが、同等の内容が、「利用目的の特定等、適正取得」で行われるようにすべきと考える(これは、民間事業者も通常行っているものであるが、それが行われる事について、法令やガイドライン等で確約すべきと考える。(…国立大学法人のうち特に附属病院機関)等は、相当に不法存在なのであるが、それらが問題ある個人情報の取扱いを企図(そういう事を許す者達である。)として、不法な動きをさせないよう、きっちりと、釘を刺しておく必要があると考える。)。また、もし専断による「事前通知」でない形となったとしても、取得する個人情報の公表や、照会を受けた場合の提示について、事前であっても事後であっても行うべきと考える(国立大学法人附属病院や地産公立の医療機関による個人情報保護のガイドラインについては、非常に配慮されるものと考えられるが、問題に対処するには、法令等で、ちゃんと取得の対象である個人情報について示せるようにするのが一番よいと考える。それを言うのは特許問題が懸念されると(内容についての全部又は一部の委任がなされていく場合、問題無いはずである。また一般の私立の医療機関等でも行っている事なのであるから、問題があるはずが無いと考える。))「国又は地方公共団体でも、民間事業者でもない立場」(※もちろん、行政機関(地方公共団体や独立行政法人等を含む))を悪用して、規律移行法人等と行政機関によって取得された個人情報によって社会的・道義的に不適切な事態を発生させられるのは問題であるので、市民・国民が事態について把握出来るよう、また開示請求が行えるようにそれにしたい)。) | |
| 17 | | 「GDPR+分性認定の効力が及ぶようにするための素地を作ること」とありますが、この見直しにより、十分認定を受けられるようにする(なる)ことを期待する。 | |
| 18 | | 「ルールの根拠の明確化を図る」につき、現状のルールに対する根拠を明確化するのみで、ルール自体は変わらないようにしていただきたい。 | |
| 19 | 日本製薬工業協会産業政策委員会 | 「商用目的との境界が不明な場合など、学術研究目的に該当するかどうか判断が難しい場合がある」の記載が、学術研究の成果の利用まで目的として特定する必要があるかのように読み取れる。個人情報取得時の目的の特定の対象として、学術研究の成果の二次利用まで含める必要がないことを明示いただきたい。 (理由) 現在、医療分野においては基礎研究の段階から企業が協働するようになっており、その成果は医学・医療の発展に大きく寄与している。しかし、注釈39「大学が企業と共同研究を行い、共同研究の終了後に当該企業が研究成果を製品化するような場合」の例示は、学術研究の成果の利用まで目的として特定する必要があるかのように読み取れ、解釈に疑義が生じ、その結果、学術研究目的の共同研究における個人情報の利活用が実施できず、研究の幅が狭まるなどの事態を招く恐れがある。 | |
| 20 | | 行政機関と民間事業者の間で準拠する個人情報法が異なる混乱を招いているのと同様に、日本では以下の2点でGDPRとの整合性が取れていないため、GDPRに揃える方向で検討いただきたい。 1. 例外規定：GDPRでは、「学術上の表現(academic expression)等」の目的他に、「科学研究(scific research)」の目的において、EU加盟国の国内法によりデータ取り扱いは等に例外や特例を定めることが認められている。一方で、日本は実施主体に基づき学術研究が規定されている。この科学的研究の範囲に対して、日本の学術研究の範囲は狭いと考えられる。 2. ゲノム情報：GDPRはDNAを構成する塩基の配列(ゲノムデータ)を個人情報としていないが、日本ではゲノムデータが個人識別符号となっている。 | |
| 21 | 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 | ・該当箇所 1. 総論的事項 1-1法の形式及び法の所管 「「商用目的との境界が不明な場合など、学術研究目的に該当するかどうか判断が難しい場合がある」との意見が寄せられていることを踏まえ、当該指針の中で、学術研究目的の判断基準について一定の明確化を図ること」に賛同します。情報の質から鑑みて、本人の権利利益の侵害に直接かわかることが想定されるため、安易に民間の取り組みの適用除外することに懸念があるため、より慎重に取り扱う必要があるのではないかと。 | |
| 22 | 1-3 学術研究に係る適用除外規定の見直し(精緻化) | かかる適用除外規定の見直しの結果、学術研究機関等におけるデジタルアーカイブ活動に不当な制限が及ばないよう、慎重な判断を求める。 まず、中間整理17頁以下で示された、学術研究機関等の自律的な判断を尊重する観点を引き続き重要であり、この観点が最終報告17頁以下においても概ね引き継がれていることには賛同する。 他方で、中間整理17頁以下で示された、「学術研究機関等に対して、個人情報を利用した研究の適正な実施のための自主規範を策定し又は共同して策定・公表すること義務付けると求めた上で」、「学術研究機関等による個人情報の取扱いが当該自主規範に則しているときは、個人情報保護委員会に、照会し、その適正な取扱いを行使しない」との方向性について、最終報告18頁では「努力義務として」との文言が削除されており、学術研究機関等において、自主規範の策定・公表が義務となっている。 もとより、学術研究機関等においても個人情報の適正な取扱いが必要であることに異論はない。しかしながら、令和2年の個人情報保護法改正にみられるように、近時の個人情報保護をめぐる法制が複雑化の一途をたどっていることを踏まえると、かかる自主規範の策定・公表を義務化することにより、学術研究機関等に不当な負担等が課せられないよう、適切な配慮を求める。 なおこの点に関しては、最終報告18頁において、「学術研究機関等による自主規範の策定を支援する観点から、必要に応じ、個人情報保護委員会が、個人情報を利用した研究の適正な実施に関する指針を策定・公表することが適当である」との方向性が示されており、このような方向性には賛同する。他方で、当該指針の策定にあたっては、最終報告18頁において「学術研究目的の判断基準について一定の明確化を図る」とも予定されているところ、この「明確化」の過程では、資料の取集、デジタル保存・インターネット公開を通じて学術研究活動を支える、デジタルアーカイブ活動の特質を十分に踏まえた検討が必要とされるべきである。具体的には、EUのGDPRがアーカイブ活動への配慮を示す規定を設けていることに鑑み、「学術研究目的」の意義においてデジタルアーカイブ活動も適切に含まれるよう、個人情報保護委員会においては、指針の内容を十分に検討されたい。 | |
| 23 | デジタルアーカイブ学合法制度部会 | 典型的な学術研究機関ではない民間事業者への配慮について 中間報告の際にも意見を述べたように、デジタルアーカイブ活動を行う機関は、国の行政機関や独立行政法人、国立大学法人等だけに限らず、私立大学、民間研究機関、さらには典型的な学術研究機関ではない民間事業者も含まれる。そして、デジタルアーカイブによる情報の記録・保存・継承活動は、学術研究活動の土台を為しており、学問の自由を根拠から支えるものであるところ。この点は、学術研究機関等と民間事業者とで異なることはない。 したがって、今回の見直しにおいても、学術研究機関が民間事業者かを問わず、デジタルアーカイブ活動に不当な制限が及ばないよう、適切な措置を求める。 具体的には、今回の見直しにおいて、その目的や趣旨を踏まえ、そのGDPRが規定する「努力義務」を「義務」として、「指針等による規律の平準化」という手法には、最も強い規制や最も広い規制に全体を揃えざるを得ず、結果として規律の厳格化を招く……といった内在的な問題や限界等において、公共の利益のためのアーカイブ活動が不当に制限されないよう配慮する義務を明記するなど、今日におけるデジタルアーカイブ活動の重要性を踏まえた適切な法整備を求める。 | |
| 24 | 一般財団法人情報法制研究所 個人情報保護法研究タスクフォース | 意見 本件制度見直し後に策定・公表するとされている「個人情報を利用した研究の適正な実施に関する指針」の策定に際しては、改めて個人情報保護法の法目的を確認した上で、その法目的に沿った原理原則に基づき、そのルールを定めるべきである。 理由 「学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う必要がある場合」について、利用目的による制限や個人データの第三者提供の制限について例外を設けるとされているが、その例外の下で、「学術研究機関等に対して、個人情報を利用した研究の適正な実施のための自主規範を策定し又は共同して策定・公表すること」を求め、「学術研究機関等による自主規範の策定を支援する観点から、必要に応じ、個人情報保護委員会が、個人情報を利用した研究の適正な実施に関する指針を策定・公表することが適当である」とされている。こうした指針は、これら「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の例に見られるように、「指針等による規律の平準化」という手法には、最も強い規制や最も広い規制に全体を揃えざるを得ず、結果として規律の厳格化を招く……といった内在的な問題や限界等(最終報告7頁)があった。これは、個人情報保護法のルールをそのまま指針に反映させる手法で策定されてきたからであった。今回の制度見直しにより、例外が設けられ、その例外の下で改めてフリーハンドで指針のルールを独自に決めることができることとなるわけであるが、どのような考え方でそのルールを創設することができるのか、次の課題となると予想される。 学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合について、利用目的による制限や個人データの第三者提供の制限を適用しなくてもよいのは、いかなる場合に、なぜ許されるものであるのか、その原理原則を明らかにしなくては、国民の理解を得られるルールとするはできないであろう。その原理原則は、個人情報保護法の法目的から導かれるものであるはずである。しかしながら、これまでその法目的は「個人の権利利益を保護することを目的」とされている(第1条)とされているので、その保護されるべき個人の権利利益がいかなるものであるかは必ずしも明らかにならなかった。なぜ生ずる個人に関する情報のみを対象としているのか、なぜ統計量への集計を目的とした二次利用が目的外利用として制限されないのか、なぜ仮加工情報は開示等請求から除外されるのか、それらに共通する理由を明らかにするべきである。 | |
| 2. 個人情報の定義等の統一等 | | | |
| 25 | 日本弁護士連合会情報問題対策委員会有志 | 保護3法の統合の可否と同様、慎重に検討すべきである。 | |

| | | | | |
|----------------|-----------------------------------|--|--------------|--|
| 26 | 個人 | <p>一元化後の個人情報の定義について、現行の個人情報保護法の定義（容易照合可能性を要件とするもの）の採用が適当とされている。その理由について「脚注41」で「影響を受ける本人の数」に言及し、「今日の民間部門における個人データ活用の進展に鑑みれば（中略）少ない可能性は低くないと考えられる」と報じている。</p> <p>今回の「個人情報保護制度の見直し」は、日本・EUのEPA締結によるGDPRとの「十分性認定」を視野の外に置いて語ることはできない。GDPRでは個人情報保護法よりも個人データの定義を広く設定しているのみならず、データポータビリティの権利を強く打ち出し、データの利活用に対するデータ主体である個人の権利を強く位置付けている。一方で個人情報保護法では、デジタル庁の創設などの国の政策を第一義とし、それに合わせる形で個人情報保護法を整備しようとしているように見える。したがって、データ主体の個人情報保護よりも、いかにデータを活用しやすくなるかという視点での法整備が、強く前面に出ている。その結果が、この一元化後の個人情報の定義を現行の個人情報保護法の定義とする「容易照合可能性」に現れると考える。</p> <p>このような、方向付けは断固反対する。個人情報保護法をあらゆる面から、GDPRのレベルに近づけることを第一義として、法制度を整備していくことを要望する。</p> | | |
| 27 | 2-1 個人情報の定義等の統一 個人 | <p>個人情報の定義における容易照合可能性の判断基準</p> <p>報告書（該当箇所）によると、一元化後の「個人情報」は、容易照合可能性を要件とする現行の個人情報保護法の定義を採用するとされている。</p> <p>この個人情報に一定の措置を講じて得られる匿名加工情報や仮名加工情報については、識別行為禁止義務等の規律が公的部門にも導入されるため、これらの情報は行政機関等及び各地方公共団体が提供を受けた場合であっても、同機関において個人情報として扱われることはないことから、自己情報開示請求の対象外となると考えられる（註釈より）。</p> <p>一方、匿名加工情報とも仮名加工情報とも異なる個人に関する情報については、これらの情報を地方公共団体の一部署が作成、取得した場合、それ自体では特定の個人を識別することができないものの、同機関の他部署が事務の遂行上保有する情報と照合することで特定の個人を識別することができる場合は、容易照合可能性があるといえるのが判然としていないと思われる。</p> <p>このような情報の場合、現行の形勢であれば、容易照合性を要件としない条例を持つ自治体があるのならば、個人情報として扱うことになるが、今後は、保有する自治体によって個人情報として扱われるか否かが不明確となり、個別判断が求められると考える。</p> <p>例えば、匿名加工情報とも仮名加工情報とも異なる甲市民に関する情報は、乙市では乙市保有の情報と照合しても特定の個人を識別できないが、甲市では甲市保有の情報と照合すると識別できるとなると、各所で情報の取扱いが行ってくるものと考えられる。</p> <p>国の「行政機関は、全体が内閣の統轄の下にある一体の組織」と考えられる一方（註釈より）、各地方公共団体は一体の組織ではないため、個人情報の該当性は当該地方公共団体が保有する情報量や照合技術の程度等に照らして判断することとなると考えられるため、容易照合可能性の判断基準について、今後のガイドライン等により詳細な見解の提示が望まれる。</p> | | |
| 28 | 2-2 行政機関等における匿名加工情報の取扱い 個人 | <p>行政機関匿名加工情報の意見照会規定について</p> <p>報告書（該当箇所）では、現行の非識別加工に関する意見書提出の機会付与を義務化した情報として、行政機関情報公開法第5条第2号（法人に関する情報）ただし書の情報（人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）を挙げているが、行政機関個人情報保護法第44条の3第1項によれば、行政機関情報公開法第5条第1号（個人に関する情報）の口情報（上記角括弧内と同文）も行政機関情報公開法第13条第1項（任意的意見照会）又は第2項（義務的意見照会）を準用すると認識している。つまり、生命等保護に必要な数量開示情報を加工する時は、意見書提出機会を付与すべき旨と理解している。</p> <p>一元化後の行政機関匿名加工情報では、これら数量開示情報は、逐一、意見聴取によることは制度本来な趣旨にそぐわないこと等を理由に、第三者意見聴取は全て任意とすることが適当とされたため、通常の開示請求において第三者意見照会をするような個人情報ファイル（それを構成する保有個人情報に記載されている行政文書）については、匿名加工の提案募集をする際に第三者意見照会をすることを目的とした以下（1）から（3）の規定の趣旨が改正法においては削除されるべきものと思考するが如何。</p> <p>（1）行政機関個人情報保護法第44条の3第3号 「当該個人情報ファイルが第2条第9項第2号（ロ）に係る部分に限る。）に該当するときは、第44条の8第1項において準用する行政機関情報公開法第13条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられる旨」</p> <p>（2）同法第44条の8第1項及び同法同条第2項 「個人情報ファイル簿に第44条の3第3号に掲げる事項の記載がある個人情報ファイル（略）については、（略）行政機関情報公開法第13条第1項及び第2項の規定を準用する。」</p> <p>「前項において準用する行政機関情報公開法第13条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた同条第1項に規定する第三者が（略）反対の意思を表示した（略）ときは、（略）当該第三者を本人とする保有個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなし（以下略）」</p> <p>第三者に対する意見書提出の機会付与等</p> <p>（3）同法第2条第9項第2号ロ 「行政機関情報公開法第13条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。」</p> <p>行政機関非識別加工情報の定義</p> <p>また、現行の同法第2条第9項第2号は、同号ロと併記して同号イ「当該行政文書に記載されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること」が掲げられ、同号イ又はロは、同項柱書にあるとおり「行政機関情報公開法（略）の規定による開示の請求があったときは、当該行政機関の長が次のいずれかを行うこととなるもの」と規定されているが、同号ロの規定が行政機関匿名加工の提案募集に関する個人情報ファイル掲載事項でなくなり、その際の意見書提出機会の付与も任意とするならば、行政機関情報公開法上の開示請求があったとしても何らかの決定を行うことになるという点において、同号イ又はロの区分は実質的に意味がないため、この際、同法第2条第9項のうち第2号全体（同号イ及びロの両方）を削除した方が混乱を招くことがないかと考えるが如何。</p> | | |
| 3. 監視監督・事務処理体制 | | | | |
| 29 | 一般社団法人 MyDataJapan 公共政策 委員会 | <p>改正の方向性として、個人情報保護委員会が、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等に地方公共団体を加えた4者を一元的に監視監督する体制を構築することに賛成します。地方公共団体が監視監督対象に加わったことにより、GDPR十分性認定の際にも問題とされた捜査関係事項照会等をはじめとする警察における個人情報の取扱いに対する適切な監視監督が可能になるはずであり、この点にもご留意のうえ、十分な人的、組織的リソースを確保していただくとお願いいたします。</p> | | |
| 30 | 日本弁護士連合会情報問 題対策委員会等有志 | <p>保護3法を一元化するかどうかにかかわらず、行政機関等・独立行政法人等についても個人情報保護委員会が所管することに賛成する。</p> | | |
| 31 | 個人 | <p>デジタル庁は、「首相直轄の組織」として内閣府に置かれますが、内閣官房におかれた内閣情報調査室という情報機関と緊密な関係を持つことが予想され、デジタル庁が集約した情報は、内閣情報調査室を介して警察庁・各都道府県警察と共有される可能性が否定できません。このことを抑止するシステムとなっていることが確認できることが必要です。個人情報保護委員会が、このような危惧に対してどのような歯止めとして機能することができるのかを説明していただきたいと思ひます。</p> | | |
| 32 | 個人 | <p>一元化後の監視権限は個人情報保護委員会に帯するとのことである。このこと自体には賛成である。しかし権限の範囲については、たとえば「（1）現行法の規律/4」にあるように、「他の行政機関と対等の立場にある」という前提から、罰則による担保の有無という点で、行政機関等に対する権限が制限されるようである。</p> <p>この点については、重要な個人情報の保護を担う委員会として、しっかりと独立性を持たせたいうえで、行政機関等に対しても必要な監視監督権限を有するようすべくである。また、「1 総論的事項」で述べられていることではあるが、「個人情報保護委員会の体制強化と更なる専門性の向上」は、必ず実現していただきたい。</p> | | |
| 33 | 個人 | <p>今回のパコメの対象とされている個人情報保護制度の見直しの方向は、現在政府が今年の通常国会に提出を準備しているデジタル庁関連一括法案に対応するものと理解します。</p> <p>個人情報保護制度の見直しについては報告書が明らかにされましたが、デジタル庁関連一括法案の内容については、それ自体が明らかにされていません。</p> <p>今回の個人情報保護制度の見直しは、デジタルとして我が国における個人情報・プライバシー保護のシステムを根本的に改変するものとなる可能性があります。</p> <p>デジタル・ガバナンス実務計画やその法案準備作業に係る文書は、内閣府のHPに公開されていますが、政府は、市民の人権保障に対して重大な影響を及ぼす法律案について、その法案の骨子・要綱、ディスカッションすべきポイントなどをまとめて、早期に、市民と国会議員のために議論の素材を提供すべきだと思います。</p> | 同旨の御意見が他3件あり | |
| 34 | 個人 | <p>日本には、公権力によるプライバシー侵害については、これを規制・監督する機関が存在しませんでした。監視社会による市民の自由の危機を防ぐためには、日本でも、GDPR（EUデータ保護規則）にならって、巨大IT企業の情報の収集、保管、利用等についてのみならず、公的機関によるプライバシー侵害も含めて、政府から独立した機関によって厳格な規制を行うことを義務づけることが、デジタル庁を設置するよりも先決であると考えます。</p> <p>今回の個人情報保護制度の見直しの方向性は、このような機関として、個人情報保護委員会に公的機関の監督の機能を負わせようとするものと理解します。</p> <p>このような法制度がきちんと機能するかどうかを、まず詳しく説明していただきたいと思ひます。</p> | 同旨の御意見が他3件あり | |
| 35 | 3-1 行政機関等に対する監視監督の在り方 | <p>とりわけ、危惧されるのは、政府文書において、個人情報の第三者提供について「データ共同利用権」が提唱されていることです。「データ共同利用権」については、デジタル庁に関する検討文書において、「データ主体（本人）の同意やプラットフォーム事業者や公的機関等のデータホルダーによる許諾だけにに基づくのではなく、データの管理主体、データの利用目的等に鑑みて相当な公益益性がある場合に、データ利用を認めるものとする」と示されています。</p> <p>GDPRにおいては個人の同意を必要とする個人情報保護原則の取り扱いがとされていますが、この原則が軟化される危険性があります。また、マイナンバーカードに、運転免許証と健康保険証をはじめとして多くのカード機能が付加され、またマイナンバーカードをスマホに搭載することも検討されていると伝えられています。多くの情報が突合・検索されて、個人のプライバシーがデジタル庁に統合・集中される可能性があると思ひます。</p> <p>このようなことが行われないと説明されるのであれば、その歯止めの措置について詳しく説明していただきたいと思ひます。</p> | 同旨の御意見が他3件あり | |

| | | | |
|-------------------------|---|---|--------------|
| 36 | | <p>今回のパコメの対象とされている個人情報保護制度の見直しの方は、現在政府が今年の通常国会に提出を準備しているデジタル庁関連一括法案に対応するものと理解します。</p> <p>私は、すくなくとも、個人情報の不適切な収集と共有を未然に防止するとともに、情報が適切に利用されていることを監視することができるためのシステムが必要であると考えます。日弁連などは、これまでも、情報機関（日本にはCIAのような中央情報機関はまだありませんが、公安警察、自衛隊の情報保安課、法務省の公安調査庁、内閣情報調査室などの情報機関があります。）の活動、特定秘密の指定などについて、政府から独立した監視機関を設立する必要があることを提唱してきました。デジタル庁を設立するのだとすれば、すくなくとも、同時に、統合された個人情報保護委員会が、政府からの独立性を有し、権限、専門のスタッフ、財源等を保障されることが不可欠です。統合された個人情報保護委員会が、どのような組織となるのか、くわしく説明していただきたいと思います。</p> | 同僚の御意見が他2件あり |
| 37 | 個人 | <p>そして、公表されている資料だけでは個人情報保護委員会は、公的機関に対しては、不服申し立てに対応し、不適切な個人情報の扱いについて「勧告」できるとされていますが、民間企業に対しては認められている「命令」はできないようです。情報公開・個人情報保護審査会の役割が否定されるように見える点に疑問があります。</p> <p>また個人情報保護委員会は、職権で、特定秘密、情報機関の集めた情報、デジタル庁に集約された情報等の中身まで見て、是正の勧告や命令までできる権限を有することが必要であると考えます。</p> <p>特定秘密保護法に関連して設立された政府・国会の監視等の機関は十分機能しているとは見えません。</p> <p>政府の独立公文書監理監査は、秘密を指定する機関からの出向者の集まりで、この機関の活動によって政府の不適切な秘密指定が改善された例はほとんど見られません。全く独立性が欠けていることの現われです。</p> <p>これに対して、衆院・参院に設けられた情報監視審査会は一定の独立性があるし、各委員は熱心に活動していると評価することができます。しかし、同審査会で多数を占める与党の委員が反対すれば、秘密の提示を求めることもできない仕組みとなっており、限界があります。</p> <p>そのため、特定秘密、情報機関の集めた情報、デジタル庁に集約された情報等の中身まで見て、是正勧告できる機関が、我が国においても必要です。この報告書で、公的機関までを含めて監督する機関に格上げされた個人情報保護委員会に、そのような活動が可能なのかを説明していただきたいと思います。</p> | 同僚の御意見が他2件あり |
| 38 | | <p>米国には、特定秘密の指定を是正する複数のシステムが機能しており、いったん特定秘密に指定された情報でもその多くが、一般に公開されています。</p> <p>また、ドイツやオランダには、情報機関の集めた情報を見て、不適切な情報が秘密指定されればこれを公開させ、あるいは、誤った個人情報収集されていればこれを訂正させる権限を持ったさまざまな国家機関が活動しています。</p> <p>また、特定秘密を取り扱う公務員などの適性評価のために収集された機密情報の管理について、これが適切に行われる体制が作られているかどうか（特定秘密保護法16条参照）、また、これが適切に運営されているかどうかを検証できる仕組みが必要です。</p> <p>国の秘密情報に関する活動を適切に監視し、市民に対する違法なプライバシー侵害を未然に防ぐためには、政府から独立し、かつ、情報公開と個人情報保護のための強い熱意と専門性を備えた委員から構成される独立監視機関が必要です。個人情報保護委員会を 名実ともにこのような活動をしていく必要があります。</p> <p>そして、個人情報保護委員会の委員には、人権NGOのメンバー、弁護士、秘密と情報の関する研究者など、政府からは独立した人材が任命されることが必要であると考えます。</p> <p>デジタル庁を創設するのであれば、その創設と同時に以上のような機関を設立することは絶対不可欠です。現在の個人情報保護委員会の組織の内実を明らかにし、望まれる組織の在り方を実現が必要であると考えます。</p> | 同僚の御意見が他2件あり |
| 39 | 個人 | <p>個人情報保護委員会による監督は期待できないこと</p> <p>現時点においても、個人情報保護委員会は十分機能しているとはいえず、マイナンバーその他の個人情報の流出事件に対する対応も十分なされているとは言えない。</p> <p>その上で、制度そのものの在り方についての監督を行うとなれば、その所管事務が膨大なものとなり、流出事故防止等の役割を十分に果たせない可能性がある。</p> | |
| 40 | 3-2 行政機関等の開示決定等への不服申立ての扱い（情報公開・個人情報保護審査会の在り方） | <p>「最終報告」の方向性には反対である。</p> <p>行政機関個人情報保護法に関する開示決定等への審査請求については情報公開・個人情報保護審査会が一元的に諮問を受け、答申するという仕組みが確立している。個人情報保護委員会が一元的な監督機関であるとしても、開示決定等に対する個別の審査請求事案については、処分庁もしくは諮問庁側の立場にあるものであって、同審査会の立場に代替できるものではない。</p> <p>「最終報告」は、同審査会の審議に同委員会が関与すべきだが、そもそも同審査会の業務は情報公開法と個人情報保護法の規定の解釈と当てはめであることから法律専門家を中心とした15名の委員が5つの部会に分かれて審査する体制がとられているのに対し、同委員会は広範囲かつ多様で流動的な業務内容（個人情報保護法60条参照）を国際的な現状を把握し、将来を想定しながら、わかり9人の委員（63条）で取り仕切っており、これだけでも適切かつ迅速に対応することは極めてむずかしい状況にある。これにさらに多種多様な個人情報保護審査にも対応しなければならぬとなると、委員会が行政的機能と司法的機能を併せ持つことになり、本来の業務に支障を生じるか個人情報保護審査に支障を生じさせることは必至である。しかも、現在の委員の中で法律専門家はごくわずか（常勤委員の中に法律専門家は皆無）しかおらず、個別の審査請求事案について法的判断を行う体制になっていない。この委員構成を法律専門家にしてしまうと委員会の本来の業務の多様性、流動性に対応できなくなるおそれがある。不開示決定等に関する審査請求に対する判断はこれまで通り同審査会が独立して行うべきであり、同委員会が介入すべきではない。</p> <p>開示決定等の見直しに関し、同委員会が行うべきは、次のようなことである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 審査請求がされた場合に、行政機関等が諮問庁として同委員会に諮問を行うにあたって原価の見直しをする。監督機関としての同委員会は、この見直しが適正にされるように、指導監督すべきである。 ② 同審査会の答申の判断を尊重し、取り消しを求める答申に対しては原処分を速やかに取り消し、適切な決定をするよう指導監督すべきである。 ③ 同審査会答申には、運用の改善等を求める付言が付けられることがある。こうした付言を実現するための指導監督をするべきである。 ④ 答申自体は特定の事案についての特定の機関への判断であるが、さらにその背景を分析する等した上で、その趣旨を行政機関等全般にわかりやすく周知し、不当な判断が繰り返されないようにするべきである。 | |
| 4. 地方公共団体等の個人情報保護制度の在り方 | | | |
| 42 | (一社)日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会 | <p>● 地方公共団体の規律に関する全国的な共通ルールは、法律において具体的かつ厳格に定めるべきである。ガイドラインは、法律と別に要件を記載するものではなく、あくまで法律に記載された要件をより詳細に説明することを目的として作成すべきである。</p> | |
| 43 | 共通番号・カードの廃止をめざす市民連絡会 (略称「共通番号いらないネット」) | <p>自治体の個人情報保護の取組を軽視し、住民の自治体への信頼と地方自治を損なう個人情報保護条例の「国基準化」は行わないでください</p> <p>ルールは自治体の保護水準を維持するものにせよ</p> <p>自治体の創意工夫でつくられてきた条例に多様性があるのは当然で、それを利用を阻害する「2000年問題」などというのは自治体の40年間の積み重ねを否定するものだ。規定のほぼすべてを国と同じにするのではなく、自治体の保護規定を取り入れたものに見直すべきだ。</p> | |
| 44 | | <p>地方自治を損なう是正措置は削除せよ</p> <p>「最終報告」は独自の保護措置を自治体独自の施策に伴うものなどごく例外的なもののみ認め、それに反する場合は「国地方係争処理委員会」や裁判により従わせようとしている。これは憲法に保障された自治立法権を損ない、個人情報保護法第5条が地方公共団体の区域の特性に応じた保護策を定めることに反する。</p> | |
| 45 | | <p>(該当箇所) 全体に関連</p> <p>■個人情報保護委員会の昨年のヒアリング時には、下記の見解を述べている。その観点からあらためて意見を述べる。今回条例による必要最小限の独自の保護措置を許容するところが、『法律の範囲内』『特に必要な場合』として考えられることが拡大して全体の統一性を期すことになっては本来疑問になるため、その具体的な判断基準をどのようにあてはめ解釈運用していくのかといったガイドラインによる担保措置等が極めて重要となる。ガイドライン等の担保措置の具体化に当たっては、経済界の意見やニーズも十分に聞いて統一的な法体系を確立するという目的を貫徹することが必要である。</p> <p>(参考：ヒアリング時の主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ データ流通基盤としての統一的な法体系を構築することは、データ駆動型社会における国民への「ナショナルミニマム」の整備として不可欠であり、それは国の役割。 ・ 統一的な法体系を確保すること、地方自治を確保することは相反するものではない。 ・ すでにある国と地方の役割分担に関する立法事例も参考に、統一性の観点からの一定の縛りをかけながら、自主性と自律性を確保していく措置を入れ込む案を検討することも一案。 ・ 上乗せ、横出しの可否は、団体間でのデータ連携を阻害するかどうかをメルクマールとすることもあってはならないか | |
| 46 | 一般社団法人新経済連盟 | <p>(該当箇所) 全体に関連</p> <p>昨年のヒアリング時に下記のような具体的な支障事例等を出しており、今回の法制度改正によりそのようなものが解消されるあるいはおこることを回避できるようにすることがゴールであり、そのことを踏まえたうえで、今後の細則やガイドライン策定等を行っていくべき</p> <p>(参考：ヒアリング時の主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9割以上の自治体にオンライン結合制限規定の存在 → 経済社会のデジタル化、クラウド・バイ・デフォルトの動きと逆行。 ex 1) GIGAスクール構想、オンライン教育への阻害 ex 2) 医療 ex 3) ManS ex 4) スマートシティ | |

| | | | |
|----|----------------------------|--|--|
| 47 | 個人 | 個人情報保護については、自治体が多量の情報を集積している関係から個人情報保護条例が先行し、国の保護法はそれに追従してきました。なので今、それを国が統制しようとしていることには違和感を感じ、個人情報保護がおそかにされる危険性があります。今般の方向性としては統一、集中、集積、そのうえでデジタル化による活用ということになるので、「自己情報コントロール権」などは消し飛んでしまい、おかげに民間活用となればもう個人情報も乏しくなるでしょう。しかも、いったん漏洩したらその被害は甚大です。漏洩しないようにというのは、絶対に漏洩しないシステムの構築、絶対システムを破る方策の考案、というイテチこことです。個人情報を守る最大的手段は分散し、ネットに不意に上げないことです。自治体は国の下部組織ではありません。それぞれ判断、工夫を凝らした個人情報保護制度を壊し、自治体が保有する個人情報をおおむね国が当該情報を保有する目的を勘案し)必要な措置を講ずる(11条)よう規定している。全ての地方公共団体に適用される全国的な | |
| 48 | 個人 | 個人情報法は、自治体が「その地方公共団体の区域の特性に応じて」必要な施策を策定・実施し(5条)、「その保有する個人情報の性質、当該個人情報保有する目的を勘案し)必要な措置を講ずる(11条)よう規定している。全ての地方公共団体に適用される全国的な共通ルールを法律で規定したり、ガイドライン等を示したりすることは、地方自治・住民自治を無視するものであり、認められない。「個人情報保護とデータ流通の両立」を謳うが、全く不十分な現行の個人情報保護法に鑑みれば、法制化の方向性は、個人情報保護とデータ流通の不均衡なバランスを一層不均衡にするものである。地方公共団体が行う独自の個人情報保護措置を「法律の範囲内で、必要最小限」しか認めないことは、地方自治の本旨を踏みにじるものであり、認められない。 | |
| 49 | 個人 | 個人情報保護制度の統一化・平準化について 現在の我が国の個人情報保護法は、2000年代に入ってからようやく整備されたものであるが、これらに国による法整備に先立ち、先進的な自治体が、個人情報保護条例を制定し、我が国における個人情報保護法の構築に大きく貢献してきた。このような経緯もあり、我が国の行政機関が保有する個人情報保護の在り方は、分権的なシステムが採用されている。すなわち、行政機関個人情報保護法は国家が保有する個人情報のみを対象とし、地方公共団体の保有する個人情報保護条例によって保護される。先進的な自治体による個人情報保護の在り方に遅れて法整備を行った国が、条例を廃止して一元的に規制することは適切ではないと判断され、また、個人情報保護は公共団体の自治事務であり、「国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるように特に配慮しなければならない」(地方自治法2条13項)からである。 このような我が国の法体系及び個人情報保護制度の構築の経緯から、近時においても、国に先立ち各公共団体において先進的な制度が構築される例もある。例えば、かねてから必要性が議論されつつも未だに法制度として認められていない法人の自己情報開示請求権について、神奈川県横浜市はこれを認める条例を制定している。 これまでも、複数の公共団体に定まった程度以上の医療記録の共有が困難である等、分権的な個人情報保護システムの問題は指摘されているところはあるが、そのような問題は個別法の制定によって解消してきた。しかし、今回示された方針は、このような個別対応ではなく、行政のデジタル化を理由に、行政が有する個人情報すべてについて、以上のような我が国の分権的な個人情報保護システムの在り方を根本から転換し、国による統一規制を行う方針を示している。特に、近時においては行政事務の外部委託が急激に進められており、行政が取り扱う個人情報の管理を民間企業が担う場面が今後さらに増えていくものと思われ、公共団体ごとによる実情に合わせて個人情報保護の在り方を独自に構築していくことの重要性はますます高まるものといえる。 情報科学技術の発達により、行政のデジタル化自体は進められるものとしても、これによって市民の個人情報保護がおざなりとなることはあってはならず、上記のような我が国の個人情報保護制度の構築経過からすれば、公共団体による独自の個人情報保護制度をないがしろにすることは許されたいというべきである。 | |
| 50 | 個人 | 今回の見直しはこれまでの個人情報保護を全て破壊する最悪の行為です。自治体がこれまで守ってきた大事な個人情報に介入するなど言語道断であり、極めて悪質な越権行為でしかありません。よって個人情報保護制度見直しに断固反対します！ | |
| 51 | 個人 | 地方公共団体等の個人情報保護制度の在り方 これまで、個人情報保護法及び情報公開法で、地方公共団体が対象となっていなかった事については、異常・病的なものであると考えるが、(条例等での追加的な取扱いについては別として)基本としての一元化が行われるについて行われる事については歓迎したい。国法である個人情報保護法により、事柄について扱われていくようになる事は、適切と考える。(断じて言うが、地方公共団体は「藩」などでではなく、また封建的な振る舞いなどはしてはならないものなのである(日本国憲法とはそういう憲法である。))。法改正により地方公共団体の問題ある振る舞いが消滅していく事について期待したい。)) | |
| 52 | 個人 | 住民情報を企業や研究者が利用しやすくするために個人情報保護条例を国基準化することは、市民個人個人の情報保護よりも、前述が優先される恐れがあること、市民と行政の信頼関係の前壊を揺らぎかねないことから、白紙撤回を望みます。 | |
| 53 | 個人 | 自治体の個人情報保護条例を統一ルール化すべきでない 各自治体は歴史的に検討を重ねて自らに合った個人情報保護条例を策定・運用してきた。これを個人情報保護より個人情報の利活用に重点を置きつつある個人情報保護法のレベルに合わせて改訂させられることは反対する。統一ルール化に反対する自治体議会決議もあがられている。時間をかけて検討すべきであり、拙速に法律化するべきではない。 | |
| 54 | 個人 | 地方自治体は国に先んじて、住民の個人情報保護のため創意工夫して条例を創設し、運用してきた。しかし、その住民の個人情報を利活用しようとする意図から、民間企業に都合の良い共通ルールを国がつくろうとしている。このことに反対する。 共通ルール化については全国の市長会で多懸念や反対の意見が出ている。 国が個人情報保護委員会を通じて地方自治体を監視することも問題である。あたかも、自治体が独自の保護措置を講じることが可能な表現もあるが、要配慮個人情報の事例にみられるようにきわめて限られ、かつ個人情報保護委員会の監視の下に置かれていることから、地方自治を破壊するものであり、この点からも共通ルール化には反対である。 | |
| 55 | 個人 | 地方自治体の条例は、住民の個人情報を守るため創意工夫を凝らして作り上げたものです。国基準に合わせた低位平準化はやめたくさい。 | |
| 56 | 個人 | 行政等における個人情報の取り扱いについて、国による統一の基準について検討され整備されることはとても有意義なことと思います。とりわけ、ある機関等において収集・把握した個々の個人情報の他機関等への提供や共有について、全国統一の基準や原則が定められることを望みます。 福祉や保健・医療の現場で、ケースワーク等、住民の支援の業務に従事している者にとって、個人情報の取り扱いには気を遣います。今日、複数の機関や事業所等と連携しての支援、共有カルテの整備、事例研究等々、より適切な情報の構築や支援者の技量向上等を目的に、個人情報の交換や利用、活用がなされるようになっております。法律や規則等にそれについての定めがある、また当事者本人に十分な説明をして同意や了承を得るというプロセスがあれば、そのような形で個人情報が流れ、活用されることの違法性が阻断されると理解します。しかしながら、その現場での運用は、それに関わる機関や人によって、対応の判断基準が、恣意的またはくばくばという感じがあります。情報の出し惜しみと感じることがあれば、こんなことまで伝えても良いのだろうかとか疑問に思うこともあります。守秘義務や秘密漏示罪というような縛りを盾に、個人情報の提供はできないという立場の職や機関等もあります。これを整理する条件等が整備されることを望みます。 | |
| 57 | 個人 | 個人情報保護制度の見直しは、自治体の住民情報を守ってきた個人情報保護条例が潰されるので反対です。 個人情報保護関係の3法(個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法)を一つの法律に統合するとともに、自治体ごとに定めている個人情報保護条例の内容を国の法律に合わせて共通ルール化し、自治体独自の保護措置を原則として認めないという大改革。 改正案にはさまざまな問題があるが、とくに住民情報を企業や研究者が活用しやすくするために個人情報保護条例を国基準化することは、プライバシー保護よりも利活用を優先し、行政と住民の信頼関係を損ない、地方自治を破壊するで大問題。 そもそも日本は情報セキュリティ監理国として知られマイナンバーカード普及と普及目的の代償は余りにも大きい。GDPR+分性認定への対応を始めとする国際的な制度調和が、この御時世的に非人道的な改正になっていないか疑う必要が大いにある。システムが大きくなればなる程、情報漏洩時の原因究明や責任所在追及が困難になる事は目に見えている。被害者はいつも国民である。 個人情報保護制度の見直しは規模が大きすぎて個人情報保護条例が潰されるので反対です。 | |
| 58 | 個人 | 個人情報保護制度の見直しに反対します。 これまで各地方自治体が住民と築き上げてきた個人情報保護制度の運用を、国のガイドラインに一律従わせる国基準に委ねてしまう事に懸念を抱いています。プライバシー保護より情報を活用する事が重視されています。 | |
| 59 | 一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会 | 地方公共団体の個人情報保護制度の在り方については、全ての地方公共団体に適用される全国的な共通ルールを法律で規定すること、及び地方公共団体が、必要最小限の独自の保護措置を講ずることを可能とすることに賛成します。もともと、共通ルールの在り方については、これを(1)行政機関個人情報保護法のルールを地方公共団体に拡大する、(2)個人情報保護法のルールに拡大する、といった、一方向的なものであるべきではありません。今後、提案される地方公共団体の独自の保護措置において、先進的な取り組みやアイデアがある場合には、これを今後の行政機関個人情報保護法の改正および個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの際に参考とすることが適切です。たとえば、「(5)条例で定める独自の保護措置」の3において、「[LGBT]に関する事項」「生活保護の受給」「一定の地域の出身である事業」等」については、「地方公共団体が条例により「要配慮個人情報」に追加できることとする」ことが適当である」とされていますが、これらの情報は、独自の保護措置として条例に追加されることがもちろん、行政機関個人情報保護法及び個人情報保護法においても要配慮個人情報に追加されるべきものです。すなわち、望ましい共通ルールの在り方は、「国のルールを地方のルールへ」という一方向的なものではなく、「適切なルールを全体のルールへ」というものであるべきと考えます。 | |
| 60 | 個人 | 地方自治法が保有する個人情報の範囲や取扱方法は、自治体ごとに条例で規定している。また、日本の個人情報保護法においては、国の立法に先駆けて地方自治法が条例を制定してきた歴史がある。個人情報の取扱いにおいては、個人の権利を保護する側面と公共の利益のために利活用する側面があり、両立を図るためには慎重な判断と十分な合意形成が求められる。そのため地方自治体の条例には、要配慮個人情報に独自の情報を加えたり、個人情報の外部提供やオンライン結合に当たっては審議会に意見聴取すること、それぞれの自治体の状況に応じた様々な工夫がされている。そうした中、市民と異なる個人情報の定義などを揃え、医療分野のデータ活用や災害時の個人情報提供などを円滑に進めることを目的とし、全国共通のルールで規定するための個人情報保護法改正案となっており、全国市長会や全国市議会議員会からも意義を唱える声が上がっている。 コロナ対策の支障となっているのは地方自治体の条例ではなく、システムの不備であり、この度の報告内容は地方自治体の自治を否定するものであり、憲法に違反する。よって、この報告は見直しが必要と考える。 | |

| | | | |
|----|---------------------------------------|--|--|
| 61 | | ● 個人情報ファイル簿の作成及び公表等については、個人情報の管理の徹底や円滑な取扱いのために、地方公共団体に国と同様の規律を適用することはもとより、国においても現行の政令で規定されている「1,000人以上」の要件を見直すべきである。 | |
| 62 | | ● オンライン結合制限について、「規定を置くことは不要になると考えられ、共通ルールには当該規定は設けないこととすることが適当である。」とある点について、今後は、オンライン結合を制限する規定を認めないという趣旨であることを明確にすべきである。 | |
| 63 | | ● 地方公共団体による対応を促進するために、経過措置を講じる「当分の間」を必要最低限の期間としたうえで、例えば3年以内等、具体的に定めるべきである。 | |
| 64 | (一社)日本経済団体連合会 デジタル・エコミー推進委員会企画部会 | ● 要配慮個人情報に該当する個人情報は、全国的に統一されるべきである。取扱いに特に配慮が必要なものとして挙げられている「LGBTに関する事項」「生活保護の受給」「一定の地域の出身である事実」等は、通常の個人情報として保護されており、仮に地方公共団体が重ねて独自の保護措置を講じる場合には、要配慮個人情報としてではなく、別の枠組みで対応すべきである。 | |
| 65 | | ● 地方公共団体の「審議会等」が「個別の個人情報の取扱いの判断に際して諮問を受けるものから、定型的な事例についての事前の運用ルールの検討も含めた地方公共団体等における個人情報保護制度の運用やその在り方についての調査審議に重点が移行していくことになるものと考えられる」とある点について、今後は地方公共団体の「審議会等」が個別事案の審議を行うべきではないと明記すべきである。 | |
| 66 | | ● 地方公共団体が独自の保護措置を条例で規定した場合、個人情報保護委員会は、「必要に応じ、助言等の適切な監視」を行うだけでなく、指導や命令等のより強力な措置を講ずることができることとすべきである。 | |
| 67 | 共通番号・カードの廃止をめざす市民連絡会(略称「共通番号いらないネット」) | 「外部オンライン結合制限規定」を認めよ 「最終報告」は、オンライン結合制限規定は共通ルールでは認めないを明記している。私たちは、マイナンバー制度はプライバシーを侵害し市民監視を強めるとして反対してきた。自治体の外部オンライン結合制限規定は、このような市民の不安をうけて、自治体が住民情報の管理に責任を持つ姿勢を示すものであり、廃止は市民との信頼関係を損なう。 | |
| 68 | | 個人情報保護審議会による利活用の第三者点検は維持せよ 多くの自治体は個人情報を収集・記録・利用・提供する際に、住民代表や有識者による審議会の意見を聞いているが、「最終報告」は法律とガイドラインにより判断し個別の個人情報の取扱いの判断をしないように求めている。審議会による第三者点検は住民参加と行政の透明性のために必要であり維持すべきだ。 | |
| 69 | | 個人情報保護委員会に、情報公開・個人情報保護審査会に対する勧告権限を与える形で関与する制度設計には反対である。 地方公共団体の審査会は、国に先駆けて設置され、個別の開示決定等について判断をしてきた。地方公共団体の審査会ごとに判断が個々になることもあったが、運用経験を重ねることによって、全体として、個人情報保護の観点からの前進が図られてきている。このような地方公共団体の審査会の審査をより積極的に評価して、個別的事案に関する同審査会の判断がより尊重されるべきであり、国の個人情報保護委員会による介入の経路を認めるべきではない。 また、国の個人情報保護委員会が本来業務に加え、多種多様な個人情報保護審査にも対応しなければならなくなると、委員会が行政的機能と司法的機能を合わせ持つこととなり、本来の業務に支障を生じながら、個人情報保護審査に支障を生じることが必至であり、この点からも国の個人情報保護委員会による介入の経路を認めるべきではない。 | |
| 70 | 日本弁護士連合会情報問題対策委員会有志 | 日弁連は2017年8月24日付けで「個人情報保護条例の見直しによる非識別加工情報の恣意的な導入に反対する意見書」を公表し、当時国が地方公共団体に個人情報保護条例の見直しによる非識別加工情報の仕組みの導入を強く働きかけていたことが市区町村・都道府県の実情にそぐわないものであり、市区町村・都道府県の主体的な判断を尊重すべきことを指摘した。この状況に変化がないことは、第1の回検討会の全国知事会からのヒアリングで、導入に支障ありとする都道府県が全体の3分の2を占めていることから明らかである。現状で都道府県や指定都市であっても導入を義務付けることは、非識別化の処理が不十分で個人情報が漏洩するおそれがある等、個人情報保護の観点からの危険性が大きい。このような改正は行うべきではない。 | |
| 71 | | 市区町村は住民の生活に密接に関係する事務を行うため、最も多様かつ大量の個人情報を保有している。これに対して都道府県は市区町村に比べて少なく、国が保有する種類・量はさらに少ない。また、地方公共団体は、法律に定めのない事務も数多く行っており、これらの事務により取得した個人情報を保護する必要がある。 地方公共団体が、住民に身近な公的機関として日常的に大量に収集した住民の個人情報の保護については、実情に即した制度の運用、改善のためには市区町村、あるいは都道府県の創意工夫が生かせる法的環境を維持強化する必要がある。 したがって、条例で独自の保護措置を規定できる場合を、広く容認すべきであり、特に必要がある場合に限定しようとする改正は反対する。 | |
| 72 | | 我が国の個人情報保護制度は、国の制度化が立ち遅れ中、地方公共団体が自ら主体的に条例を制定することで展開してきた。審議会等の組織も、このような展開の中で整備され、現在地方公共団体における個人情報保護制度の安定した運用と住民参加、情報公開に寄与しており、ひいては地方自治や個人の尊重につながっている。 そうであるにも関わらず、審議会等の役割から個別の個人情報の取扱いを外し、運用ルールのチェックに絞るような改正は問題である。 | |
| 73 | | 死者に関する情報については、現在、多くの地方公共団体で個人情報と同様の保護及び取扱いの手続きを整備している。このような情報を「個人情報」に含めるかどうかを問わず、個人情報保護と同様の保護及び取扱いの手続きを法律で定めるべきである。 | |
| 74 | 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 | 本報告では、地方独立行政法人が設置・運営する、及び地方公共団体に直属する病院、診療所及び大学についても、基本的に規律移行を行うことが適当であるとされている。とすれば、これらは国立研究開発法人、国立大学法人等の「規律移行法人」と同様に「個人情報保護取扱事業者」に該当すると考えられる。ところで、民間の個人情報取扱事業者については、個人情報保護法の民間団体による個人情報の保護の推進の一環で、認定個人情報保護団体の対象事業者となり、団体の苦情処理や情報提供サービスを受けたり、団体が自ら定めた自主規範ともいえる個人情報保護指針を遵守し行動することができる。認定個人情報保護団体制度は、民間団体による個人情報の保護の推進に位置づけられているが、その意図は個人情報取扱事業者の自主的な取り組みを支援することにあると考えられること、上記の、病院、診療所及び大学についても、その意思に応じて認定個人情報保護団体の対象事業者として活動できることが望ましい。本報告の中で、学術研究機関等の自律性や自主規範について言及している部分があるが、そうした対応も認定個人情報保護団体制度を活用することで対応できる部分があるのではないかと。あるいは、すでに、これらが「個人情報保護取扱事業者」に該当する、と規定された時点で認定個人情報保護団体の対象事業者になり得ると考えてもよい。 | |
| 75 | | 本報告では、「LGBTに関する事項」、「生活保護の受給」、「一定の地域の出身である事実」等を例として、行個法・行個令の「要配慮個人情報」には規定されていないものの、それらの取扱いについては「要配慮個人情報」と同様に特に配慮が必要な個人情報である場合も想定されるとして、こうした情報を地方公共団体が条例により「要配慮個人情報」に追加できるようにすることが適当であるとされている。しかしながら、そもそも開示されたような個人情報は、これらの個人情報を取り扱っている地方公共団体の個人情報保護制度に関して統合後の法律で全国的な共通ルールが規定されるのに伴い「要配慮個人情報」として規定すべきものであり、また、仮にそれ以外にもある、あるいは新たに生じてきたとした場合にも、それらを一部の地方公共団体でのみ規定するのではなく、都度、その必要性を検討して「要配慮個人情報」に加えていくべきものと考えられる。 | |
| 76 | 個人 | 「最終報告」における後記箇所について、次の2点の改善および徹底をお願いしたく 1. 多くの地方公共団体の現行の個人情報保護法において、現行の個人情報保護法が対象とする(非公的)民間団体への「保有個人情報の第三者提供」を、「(自治体の)個人情報保護審査会による判断」もしくは「(自治体の)実施機関が公益上特に必要があると認め」等の条項設置により、「例外許可」ならしめているケースが存在し、個人情報保護法の基本趣旨に反する状況が生まれているものと思料します。かかる点について、個人情報保護法の基本趣旨に沿った、地公体・個人情報保護条例改正に対するガイドラインの設置をお願いしたく(「対象の民間団体が自ら必要な個人情報を独自に取得」することを基本とする形) 2. 多くの地方公共団体の現行の個人情報保護条例が、旧「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」や「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に倣って制定されており、結果として、「保有個人情報の第三者提供」について、個人情報保護法上では「あらかじめの本人同意」を基本的な前提としているのに対し、多くの地公体の個人情報保護条例においては「本人の同意があるとき」と定めるのみで、「あらかじめの本人同意」が必要とは明記されておらず、個人情報保護法の基本趣旨に反する状況が生まれているものと思料します(「個人情報の提供者に対し、自治体から(民間団体等への)第三者提供に関する一方的な通知を行い、不同意の場合は申し出てもらうことを求める」というケースが多発している状況)。かかる点についても、個人情報保護法の基本趣旨に沿った、地公体個人情報保護条例改正に対するガイドラインの設置をお願いしたく | |
| 77 | | 地方自治体が定める個人情報保護条例の「外部機関とのオンライン結合制限」規定は、住民情報の管理は自治体が責任を持つ、という自治体と住民との約束として作られてきたものである。自治体は国の法律があっても、93% 1669団体がこの規定を維持してきた。「共通ルールには当該規定は設けない」とは、自治体と住民との約束を蔑ろにするものである。あたかも「そこに情報があるのだから使えろ」という物言いは、情報を行政に提供する住民の立場を忘却している。これでは行政は必要なサービスを住民に提供できなくなる。住民自治・地方自治の破壊にほかならない。 | |
| 78 | | 「共通ルールを設ける趣旨が、個人情報保護とデータ流通の両立を図る点にある」と言いながら、実際には不均衡なバランスを層拡大する趣旨であることを踏まえると、地方公共団体が条例で独自の保護措置を規定できる場合を限定すべきではない。 地方公共団体が条例により「要配慮個人情報」に追加できる個人情報「LGBTに関する事項」「生活保護の受給」「一定の地域の出身である事実」等に限定すべきではない。 個別の個人情報の取扱いの判断に際して審議会等の諮問を受けることを除外すべきではない。 地方自治は憲法で保障され、自治体は法律の上乗せ権を出した自治立法権を持っている。また個人情報保護法第5条は「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」と規定している。「最終報告」は地方自治を軽視し、地域の特性に応じた個人情報保護の要請にも反している。 | |

| | | | |
|-------------------------------|---|--|--|
| 87 | 個人 | <p>「共通ルールにはオンライン結合制限規定は設けないこととする」とあるが、反対である。 多くの自治体がオンライン結合制限規定を維持してきたということは、住民情報の管理は自治体が責任を持つ、という住民との約束だからである。国がそれを壊すようなことをしないでほしい。</p> | |
| 88 | 個人 | <p>「地方公共団体等の個人情報保護制度についても統合後の法律の中で全国的な共通ルールを設定し」としているにもかかわらず、「死者に関する情報は、「個人情報」には含まれないものと整理されるが、地方公共団体において、別途、個人情報とは別のものとして、死者に関する情報の保護についての規定を設け、必要な保護を図ることは考えられる」としていることは、適当でない。</p> <p>個人情報や行信法において、「個人情報」の定義に死者に関する情報を含めていないことは承知している。いわゆる自己情報コントロール権が法律の根拠として背後にあることも承知しているが、法律の根拠が自己情報コントロール権にあるという共通の理解があるわけではないと聞き及んでいるし、どこかに明記してあるわけでもない。今回、地方公共団体の個人情報保護制度を共通化する必要性は、都道府県域や市町村域を超えて個人情報の利用を図る必要性が大きい場面があることであり、「近年、情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を超えたデータ活用が活発化しており、現行法制の緩割りに起因する規制の不均衡や不整合がデータ活用の支障となる事例が各所で顕在化しつつある」とするのとおりである。新型コロナウイルス感染症の感染拡大においても、国、都道府県及び市町村の間での個人情報の利用や地域を超えた利用、そして、国民市民に対する情報の公開においても死者の情報が当然に問題となっている。地域の枠を超えたデータ活用について、近年、公共の場面で大きく問題となっているのは、災害時の個人情報の利用であり、それには死者の情報も含まれていることは各種の報道で指摘されているところである。地域の枠を超えたデータ活用を図るために制度改正するのであれば、死者の情報の取扱いを共通化すべきである。死者の情報を保護する法が存在しないことは、その情報を軽んじて扱うおそれを生じさせる。自己情報開示請求や情報公開制度の開示請求における不開示情報には死者の情報が含まれているが、あくまでも開示請求制度中での規定であり、死者の情報の取扱い一般については規定したものでないで、役所において、死者の情報を遺族や利害関係者への配慮なく外部へ情報提供してしまう取扱いが生じるおそれはある。法律上の定義がどうであろうと、社会一般の感覚としては、死者の情報であってもそれは個人情報であると感じることが通常と思われる。その感覚と乖離した定義付けでの制度構築は混乱を生じさせるだけである。個人情報保護法制とは別途に、死者の情報の取扱いについて法制度を設ける方向があるとは思えない。「個人情報」とは別のものとして、何らかの形で死者の情報の取扱いのルールを個人情報保護法制の中で規定することは十分に可能と考える。今回の見直しで全国的な共通のものとしてルールを規定するのが妥当と考える。</p> | |
| 5. 個人情報保護法令和2年改正の公的部門への反映の在り方 | | | |
| 89 | 5. 個人情報保護法令和2年改正の公的部門への反映の在り方 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 | <p>本報告では、公的部門においては、行政機関等が個人情報に該当しない情報を第三者に提供した結果、提供先において本人が識別される個人情報となり、本人の権利利益を侵害する可能性は抽象的には存在するが、現時点でそのような可能性が顕在化している訳ではない、として民間部門に準じた一定の規律をおくことについてなお検討としているが、その当否は可能性が顕在化しているか否かで判断するのではなく潜在的あるいは論理的に見た可能性の有無により考えるべきではない。</p> | |
| 最終報告全体 | | | |
| 90 | 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 | <p>制度見直しの方向性について賛同致します。官民や地域の違いによらない個人情報の取扱いにかかる個人の権利利益の保護、また官民や地域の枠を超えたデータ活用や国境を超えたデータ流通の推進の観点から、個人情報保護に関する制度や体制を一元化していくことが必要不可欠であり、是非、この最終報告に沿って迅速に整備を進めて頂きたい。</p> | |
| 91 | デジタルアーカイブ学会 法制部会 | <p>新型コロナウイルスの影響はなお深刻であり、デジタルアーカイブを通じたデジタル知識基盤の構築が、人々の生活、安全、文化、経済の全ての面において一層の重要性を増している。そして、デジタルアーカイブ化される資料の中には、特定の個人を識別できる写真や映像のように、法律上の「個人情報」に該当し得る情報も数多く存在する。そのため、我が国の個人情報保護制度の見直しに当たっては、デジタルアーカイブ活動への配慮が必要である。</p> | |
| 92 | 個人 | <p>個人情報の保護は大切です。 しかし、今はいささか行き過ぎています。 行政機関、医療機関等での「必要な情報交換」もできなくなっています。 もっと、緩くする必要があります。 関係機関が過敏になり過ぎないよう、「認められる情報交換」を拡大すべきと思います。</p> | |
| 93 | 個人 | <p>個人情報の取り扱いについては、慎重を期して頂きたいと思います。</p> | |
| 94 | 個人 | <p><該当箇所> 平成27年個人情報保護法改正法附則 附則第一二条 新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定 匿名加工情報・非識別加工情報の監督範囲</p> <p><意見> 個人情報の定義について 生体認証・身体機能から遺伝子に至るまで、すべてのものを個人情報として定義し、医療機関・研究所等が、無断で使用することを制限する。 脳波・感情・思考の全てを、知的財産と定義し、無断使用を禁止する。 虹彩認証・指紋認証・思考盗聴の無断使用は、犯罪と結びつきやすく、さらに個人のネットワークを搾取し、使用することは、個人のネットワークがどれだけの価値があるか、それを使用した業務・研究・交際活動の全ての総計の資産価値を、知財として換算し、根元となった個人の資産価値として付加すべきである 尚、それを判断するにあたっては、個人のネットワークがどこから派生したか、その痕跡を辿る必要がある。 尚、個人情報を搾取したことによる被害の損害賠償を知財金として扱うべきである 新しい制度を作るに当たって、海外の企業による脳波などの測定も、国内でアクセスしたものであれば、知財権を与え、知財として課税するべきである。 遺伝子の搾取・売買は、とすれば人身売買に相当する。</p> | |
| 95 | 個人 | <p>無形固定資産・有形固定資産・知的財産の定義について 動産の定義及び差し押さえに関する事項 年金分割における動産として、遺伝子・卵子・脳波・虹彩認証・思考などの生体情報を含むものを動産として、分割することを禁止する 理由：故意な行為による遺伝子・卵子・脳波・思考などの生体情報の搾取・盗聴は、身体に影響をもち、個人の命を危機にさらす可能性がある。各医療機関・研究機関が、不要に生体に関する情報を得ることで、健康被害が出ることを考えれば、生体認証に関して、無形固定資産・有形固定資産、知識財産としての認可と個人情報の定義が必要と</p> <p>過剰な医療行為であるかどうかは、本人の意識がある中で、同意の下に行われたかどうかによる。 現在の医療制度においては、他人による保険証の不正使用も可能な観点からすれば、全てのデータが、本人のものなるかどうか、改ざん・破壊・隠蔽がないかどうか、慎重に管理する必要がある。 それらの全データのセキュリティを考察する上で、データのマイナンバー化とそれに紐づくデータとして、血液型・遺伝子・酵素・脳波・静脈認証などの一元的なデータ管理があれば、個人情報が改ざんされる可能性は低くなる。 さらに、原簿データの補正記録のタイムログの管理を10年間は残すべきである。 個人の医療情報が適切に管理されることが、個人情報保護において一番重要と言える。</p> | |
| 96 | 最終報告全体 個人 | <p>意見提出に当たって 大前提として、「個人情報」を自己のコントロールの下におく権利は、各個人が「個人として尊重される」ための不可欠かつ基本的な権利（人権）であるということを確認したい。 しかし、個人情報保護に関する日本の諸法制は、ここは極めて曖昧である。 その曖昧さは、ときに個人情報や、本人同意なく、取得・利用することが行政機関の当たり前の権限であるかのように、法令の条文を読み取ってしまう余地を残している。 特に公安警察活動に関わる部門では、個人情報の取り扱い規定に多くの例外を設けてしまっている。そして、警察（公安部門）のトップは「警察が個人情報取得・保管・利用するのは通常の警察業務の一環である」と公言している。裁判を起こしても、事実否認を拒否し、裁判所に促されても法的根拠も明らかにせず、個人情報の取り扱いの運用については、その基準さえも一切秘匿しているのが現状である。 今回の「見直し」においても、「個人情報保護法」は市民（国民）の基本的な権利である、ということは曖昧にされたままである。このまま「公的部門と民間部門の一元化」等の議論をするのは、「国が個人情報を保護してやるのだ」という転倒した意識（現時点でも存在する）の強化に繋がるのではないか。監視監督機関への言及も、独立性的担保が全く不十分である。「国」からの独立性が希薄な監視監督機関であれば、その監視監督機関そのものが市民（国民）の自由を奪う「監視国家」の一翼を担ってしまうことになる。そのおそれを感じざるを得ない。 個人情報保護法に明確に「憲法13条に基づく人権としての個人情報保護」を位置づけ、個人情報保護制度の運用において、貫通的にこの観点が例外なく適用されるように見直しの方向を定めるべきである。</p> | |

| | | | |
|-----|----|--|--|
| 97 | | <p>重ねて強調したいこと 日本の個人情報保護制度の「見直し」において、最優先にしなければならないのは、「個人情報保護」、自己情報を自己のコントロールの下におくことは、「個人として尊重される」ための基底的な人権であることを明確にすることである。 独立性が担保され、実効性ある権限を有する監視監督機関がない現状で、ここを機軸にします。「首長や地域の枠を超えたデータ活用」やら「個人情報保護法制全体を一元的に所管する体制を構築する」ことが論じられることは、非常に危険である。本人の明確な意思に基づく同意のない個人情報取得や利活用を野放図に拡大することになりかねない。 現に生じている公権力や巨大プラットフォームによる恣意的な個人情報の取得・利活用を助長してしまうのではないか。 優先順位を誤らない「見直し」を強く求めたい。</p> | |
| 98 | 個人 | 一本化するのはいいのですが、くれぐれもセキュリティの担保はしっかりお願いします。 | |
| 99 | 個人 | 個人情報保護制度の見直しに関する最終報告（以下、最終報告）に、個人情報の過失による漏えいに関する罰則を設ける旨の記載を求める。そもそも、最終報告において、個人情報保護制度見直しの背景として、個人情報保護に万全を期すためや官民や地域の枠を超えたデータの利活用の活発化を挙げている。その中には、医療等における要配慮個人情報も含まれると解されるが、これらは一般的に機微の高い情報である。そのため、その漏えいに対しては、被害を受けた個人に対して著しい不利益が生じる。現行法令において、要配慮個人情報の漏えいに関しては、故意又は個人情報保護委員会の勧告や命令に違反した場合のみ罰則が課され、過失による罰則は無い。しかし、要配慮個人情報漏えいにより被害と見れば、例え過失によるものであっても、故意に漏えいさせた場合と異なることがない。さらに、要配慮個人情報の漏えいに関しては、明らかな故意によるものより、過失によるものが多い。例として、令和3年1月6日、福岡県庁新型コロナウイルス感染症対策本部で取り扱っている、新型コロナウイルス感染症陽性者約9,500人分の個人情報漏えいしたが、その漏えい経緯においては過失によるものと発表している。従って、過失による個人情報漏えいも罰則の対象としなければ、個人情報の保護に万全を期すという目的を達することは困難である。 | |
| 100 | 個人 | 民間企業および研究者が利用しやすくする意図がわかりません。 個人情報の不正利用と感じます。全く受け入れられません。 国がまとめて一元管理することが怖いです。（過去にさんざん漏洩してののに） 外資クラウドにのせる気でしょうか。 外資クラウドに送る時点で個人情報が外国に漏洩します。 マイナンバーの訴訟も完了していないにも関わらず急ぐ意味がわかりません。 | |
| 101 | 個人 | 現在の内閣支持率にも見られる通り、政府への信頼性が大きく揺らいでいる中で、このような国民の個人情報保護に関する、これまでの在り方とは大きく異なる制度に向かう法案が提出されることには、非常に危機を感じています。 データの活用は、まず行政内で適切に整備されるべきであり、それが出来た後に初めて市民のデータを適切に扱うことが出来るのだと思います。また、問題が生じた際には、その責任の所在は明確であるべきで、責任者に対する社会的に妥当な処置と、それが繰り返されない措置が必要ですが、現在の政府がそれを行いたいとは思えません。 | |
| 102 | 個人 | 個人情報保護制度の見直しに関して、反対です。 見直しそのものは理想的で良いものですが、個人情報保護委員会が正常に機能してこそ正常に機能する見直しかと思えます。 現状の日本政治を見る限りだと、まともに機能するとは思えません。 例えば個人情報保護委員会のコントロールを外資に支配された場合、不安しかありません。 | |
| 103 | 個人 | プライバシーを保護することよりも活用を優先しているように思えてなりません。 これは人々の人生に直結する超重要な事柄です。 | |
| 104 | 個人 | 国の個人情報の管理には反対です。桜の会問題などから日本国の情報管理にはなっとくできないことがあります現行法のままでいいと思います。後は国から直接企業に個人情報を渡すようなことは絶対にやめてほしいです。 日米FTA 日英EPA 日中韓FTAなどから海外企業に個人情報が渡ってしまうのは嫌です 私達で選別できるようにしてください | |
| 105 | 個人 | 個人情報のルールを一律にしてしまう点について断固反対です。 なぜならば、必要な情報や生活の状況は各自治体によって異なるのでそれぞれ適切な基準で運営すべきです。 一元になってしまうと、例えば大阪のように外国ばかり優遇する都市ができてしまえば全ての自治体も一律でルールを変えられてしまう可能性があるではないですか。 絶対に断固反対です。 これは大多数の国民の重要な意見です。 | |

※いただいた御意見のうち、意見募集の対象となる事項のみを集計し、公表。

※その他、最終報告の具体的な該当箇所を示さず、制度見直し自体に反対するものが10件あった。